

愛知医療学院大学ガバナンス・コードに係る 自己点検・評価報告書

学校法人佑愛学園（以下「本法人」という。）が設置する愛知医療学院大学（以下「本学」という。）は、建学の精神、教育理念に基づいた教育・研究の実践とともに、教職員としての使命・役割を具体的な形にしていくために、「愛知医療学院大学 ガバナンス・コード」を本学運営の規範とします。

ガバナンスコードの遵守状況は以下のとおりです。

＜実施状況○：実施している、△：一部実施している、×：実施していない＞

第1章 私立大学の自主性・自律性の尊重

1. 建学の精神、養成する人材像

(1) 建学の精神

佛心尽障(ぶつしんじんしょう)

(知恵と慈しみの心を持って障がいをもつ人々の心身を広く支える)

(2) 養成する人材像

【リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻】

建学の精神と教育の理念に則り、養成する人材像として次の4つを掲げます。

- ・多様な社会と対象者に対応できる豊かな人間性と社会性、教養に裏付けされた視野の広い人材
- ・リハビリテーションの概念を理解し、的確に理学療法を展開するために、健康な身体と心を理解した上で疾病並びに障害に関する医学的知識を持ち、チーム医療を実践できる人材
- ・理学療法士としての職業倫理と対象者の個別性への対応力を備え、障害発生の予防、最大限の運動機能回復と活動を育む支援、さらに社会参加に繋ぐことができる人材
- ・幅広い対象者、各病期の特徴を理解し、全身（whole body）、及び全体（急性期から生活期及び活動全体）を診ることができ、地域の保健・医療・福祉に貢献できる人材

【リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻】

建学の精神と教育の理念に則り、養成する人材像として次の4つを掲げます。

- ・多様な社会と対象者に対応できる豊かな人間性と社会性、教養に裏付けされた視野の広い人材
- ・リハビリテーションの概念を理解し、的確に作業療法を展開するために、健康な身体と心を理解した上で疾病並びに障害に関する医学的知識を持ち、チーム医療を実践できる人材
- ・作業療法士としての職業倫理を備え、障害発生の予防及び対象者の個別性に対応した心と身体の一體的な回復と活動を育む支援をし、社会参加に繋ぐことができる人材
- ・幅広い対象者、各病期の特徴を理解し、全身（whole body）、及び全体（急性期から生活期及び活動全体）を診ることができ、地域の保健・医療・福祉に貢献できる人材

2. 教育研究上の目的

(1) 教育研究上の目的

建学の精神に基づく教育研究上の目的は以下のとおりです。

- 1) リハビリテーション学部は、医療人として専門知識・技能を習得し、豊かな人間性とコミュニケーション能力をもとに、多職種とのチーム医療構築に協働し、地域の保健医療に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。
- 2) リハビリテーション学科は、理学療法・作業療法それぞれの専門知識と技能の修得とともに、豊かな人間性を持った専門家を育てることを目的とする。保健・医療・福祉の諸問題に取り組むことができる専門家を育成することで、社会に貢献することを目的とする。
- 3) 理学療法学専攻は、理学療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や理学療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 4) 作業療法学専攻は、作業療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や作業療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

確認項目	遵守状況
1) 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討、策定をします。	○
2) 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会・評議員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営並びに大学運営に努めます。	○
3) 中期的な計画の実現のために、理事・評議員機能やそれを支えるスタッフの経営能力の強化を図ります。	○
4) 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○
5) 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○

(3) 私立大学の社会的責任等

確認項目	遵守状況
1) 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○
2) 学生を最優先に考え、その他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○

3) 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、その対応を実施します。	○
--	---

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究に加えてその成果を広く社会へ提供するという公的使命を負託されており、社会的責任を負っています。その設置者である学校法人は経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。愛知医療学院大学は、その役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

1. 理事会

(1) 理事会の役割

確認項目	遵守状況
1) 意思決定の議決機関としての役割 ア理事会は、学校法人の経営強化を念頭に置いて業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○
2) 理事会の議決事項の明確化等 ア理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保存します。 ウ理事会における議決事項については、業務執行者から適切に報告を行います。	○
3) 理事及び学校運営責任者の業務執行の監督 ア理事会は、理事及び設置学校の運営責任者（学長）に対する監督を行うことを主要な責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○
4) 学長への権限委譲 ア学長が任務を果たすことができるようにするために必要な教学関係事項の権限の一部を学長に委任します。 イ学長は、必要に応じ副学長を置き、各々担当業務を分担させ、管理する体制とします。 ウ各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	○
5) 実効性のある開催 ア理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ審議に必要な時間を十分に確保します。	○

6) 役員（理事・監事）は、その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○
7) 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○
8) 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の制度を整備します。	○
9) 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	○

2. 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

確認項目	遵守状況
1) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○
2) 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限も明確に定めます。	○
3) 理事長及び理事の解任の基準については、寄附行為に明確に定めています。	○
4) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○
5) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○
6) 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を理事長及び監事に報告します。	○
7) 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○

(2) 学内理事の役割

確認項目	遵守状況
1) 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究及び経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○
2) 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○

(3) 外部理事の役割

確認項目	遵守状況
1) 透明性のある学校法人運営のために、複数名の外部理事を選任します。	○
2) 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○
3) 外部理事には、理事会の審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○

(4) 理事への研修機会の提供と充実

確認項目	遵守状況
1) 理事に対し、学校法人運営の判断に必要な研修機会を十分に提供し、その内容の充実に努めます。	○

3. 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

確認項目	遵守状況
1) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○
2) 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査に関する基準等に則り、理事会及び評議員会その他の重要会議に出席し、意見を述べることができます。	○
3) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○
4) 監事は、学校法人の業務等に関し、不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会・評議員会に報告します。更に、理事長に対し理事会及び評議員会の招集を請求できるものとし、理事会及び評議員会が招集されない場合は、請求を行った監事が理事会及び評議員会を招集できるものとします。	○
5) 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できます。	○

(2) 監事の選任

確認項目	遵守状況
1) 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、評議員会の同意を得て、監事を選出します。	○
2) 監事は2名置くこととします。	○
3) 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○

(3) 監事監査基準

確認項目	遵守状況
1) 監査機能の強化のため、学校法人佑愛学園監事監査規程を制定しています。	○
2) 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○
3) 監事は、学校法人佑愛学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○

(4) 監事業務を支援するための体制整備

確認項目	遵守状況
1) 監事、会計監査人及び内部監査委員会による監査結果について、意見を交換し、監事監査の機能の充実を図ります。	○
2) 監事機能の強化の観点から、内部監査委員会を設置します。	○
3) 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○
4) 監事に対し、理事会、常任理事会等の審議事項に関する情報について、理事会等開催の事前・事後のサポートを十分に行うための体制を整えます。	○
5) その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○

4. 評議員会

(1) 諮問機関の役割

確認項目	遵守状況
1) 評議員会の諮問事項 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。 ア 予算及び事業計画 イ 事業に関する中期的な計画 ウ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 エ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 オ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 カ 寄附行為の変更 キ 合併 ク 目的たる事業の成功の不能による解散 ケ 収益事業に関する重要事項 コ 寄附金品の募集に関する事項 サ その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの	○

2) 評議員会の運営等 ア 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 イ 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができます。 ウ 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○
--	---

5. 評議員

(1) 評議員の選任

確認項目	遵守状況
1) 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○
2) 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3 人 イ この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人 ウ 学識経験者のうちから理事会において選任した者 9 人	○
3) 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○

(2) 評議員への情報提供

確認項目	遵守状況
1) 評議員に対し、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○
2) 評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

1. 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

確認項目	遵守状況
1) 学長の任免 学長の任免は、愛知医療学院大学学長選考規程に基づき、理事会が推薦を受けた学長候補者のうちから適任者を選出し、理事長が行います。	○
2) 学長の責務（役割・職務範囲）	○

ア学長は、愛知医療学院大学学則第3条に掲げる設置目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を総括します。	
3) 学長補佐体制 ア学長は、必要に応じ副学長を置くことができることとしており、愛知医療学院大学学則第42条第4項において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」、愛知医療学院大学副学長に関する規程第2条において「学長に事故があるときには、学長の職務を代行する。」としています。	○

2. 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

確認項目	遵守状況
1) 愛知医療学院大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。教授会は、愛知医療学院大学学則第43条第3項、愛知医療学院大学教授会規程第5条第1、2項に定めるもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて、意見を述べることができます。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○

(2) 拡大教授会

確認項目	遵守状況
1) 拡大教授会は、次に掲げる事項について報告するとともに、学長等の求めに対し、意見を述べることができます。 ① 学部に関する事項 ② 各委員会に関する事項 ③ 各部署（課）の業務に関する事項	○

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

建学の精神に基づき自律的に教育事業を行う私立大学は、高い公共性と信頼性のもとで、社会的責任を十二分に果たしていかなければなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保します。

1. 学生に対して

(1) 3つの方針（ポリシー）

確認項目	遵守状況
1) 3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	○

②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ③入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	
--	--

(2) 自己点検・評価

確認項目	遵守状況
1) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組めます。	○

(3) ダイバーシティ・インクルージョン

確認項目	遵守状況
1) ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○

2. 教職員等に対して

(1) 教職協働

確認項目	遵守状況
1) 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○

(2) ファカルティ・ディベロップメント・スタッフディベロップメント：FD&SD

確認項目	遵守状況
1) 三つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を実施します。	○
2) 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD&SD 推進組織（FD&SD 小委員会）を整備し、年次計画に基づき取り組みを推進します。	○
3) 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向けた取り組みを推進します。	○

(3) スタッフ・ディベロップメント：SD

確認項目	遵守状況
1) 全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。	○
2) SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。	○

3. 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

確認項目	遵守状況
1) 認証評価 平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。愛知医療学院大学は評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	未受審
2) 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○
3) 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○

(2) 社会貢献・地域連携

確認項目	遵守状況
1) 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○
2) 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	○
3) 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○
4) 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	○
5) 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○

4. 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

確認項目	遵守状況
1)危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア大規模災害 イ大規模な感染症 ウ不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	△ 大規模災害に関する危機管理マニュアルが未整備
2)災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア学生・生徒等の安全安心対策 イ減災・防災対策 ウハラスメント防止対策 エ情報セキュリティ対策 オその他のリスク防止対策	○
3)事業継続計画の策定に取り組めます。	○

(2) 法令遵守のための体制整備

確認項目	遵守状況
1)全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。	○
2) 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○

第5章 透明性の確保（情報公開）

1. 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

確認項目	遵守状況
1)公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令によって指定若しくは共通化されています。公開情報は主体的に情報発信していきます。	○

(2) 自主的な情報公開

確認項目	遵守状況
1) 法律上公開が定められていない情報についても、自らの判断により努めて最大限公開します。	○

(3) 情報公開の工夫等

確認項目	遵守状況
1) 上記 (1) 学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○
2) 公開方法は、ウェブサイトでの公開に加え、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○
3) 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○

第 6 章 附属こども園の運営

確認項目	遵守状況
1) 本法人は、愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園を設置しています。本附属こども園においても、本ガバナンス・コードの理念を尊重するとともに、教育・保育活動の規範とします。また、こども園と本学は緊密な連携体制を構築しつつ、附属こども園の教育理念の達成に努めるとともに、附属こども園独自の評価を行います。	○

※4. 危機管理及び法令遵守 (1) 危機管理のための体制整備

「1) 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備」において未整備となっている大規模災害に関する危機管理マニュアルについて、現在安全管理委員会が中心となって整備を進めています。